

被害者支援 ニュース

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク

第17号

2015.7.21 発行

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国語大学本郷サテライト 6階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 全国被害者支援ネットワークに必要とされること 理事就任1年の所感 1
- 特集 被害者の切実な声から生まれた『市町村における犯罪被害者等基本条例案』～その狙いと期待～ 2～4
- 寄稿 犯罪被害賠償法の制定に向けて 5
- センター紹介 静岡犯罪被害者支援センター 6
- 用語解説 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 7
- 全国被害者支援ネットワーク総会が開催されました 8
- 全国被害者支援ネットワークホームページがリニューアルオープンします 8
- 編集後記 8

巻頭言

全国被害者支援ネットワークに必要とされること 理事就任1年の所感

理事就任前の私は、飲酒運転による事故の話を読むにつけ、被害者の家族の方の怒りはいかばかりか、と考えておりました。そして、そうした方々の運動により道路交通法等の罰則が強化された、ということは承知しておりました。しかし、その背後に被害者を支援している活動があること、そしてそれが全国ネットワークを結んでいることなどは、申し訳ありませんが、まったく知りませんでした。

私は、もう30年も前になりますが2年ほど警察にも出向して県警少年課長も経験しておりましたが、考えていたのは加害者の再犯防止が中心でした。しかし、理事に就任してネットワークの活動の中でいろいろな犯罪被害者の方の話を知り、もっともっと多くの人に被害者の方々の状況を知ってもらいたいと強く感じました。被害は故なく突然降りかかってきたわけですし、どんな人にもその可能性はある、ということに思いいたしました。

こうした背景から私の今の理解では、ネットワークの仕事の第一は、犯罪被害者を支援していくことの大切さを公にし、現実に各都道府県でそうした活動がなされている、ということの広報だと考えます。それは、国民の誰もが被害者になった時に備えての有益な知識であり、

理事 ● 磯部 文雄



したがって、そうした活動を支援していくことが国民みんなに求められている、ということを知ってもらう必要があるからに他なりません。

その次に必要なのは、実際に被害に遭われた方からの相談への対応でしょう。まず警察署に我々の活動をPRする資料を掲示してもらうことが大切です。次は、最初の受け入れとその後の継続的な相談の2段階に分けた対応が必要と思われます。最初の相談については、できるだけ長い時間電話を待ち受けられることが必要ですが、実際にかかる頻度は多くはないのでしょうか。そうだとするとその体制を各都道府県ごとにするのは非効率のように思われます。全国をいくつかの地域に分け、曜日に応じて各都道府県交代で対応するなど、最初の相談体制を取ってはどうか。また、その後の継続的な相談は、被害者の住所地の相談員の方が最初の相談者から引継ぎ、継続的に行っていくのが適当でしょう。

せっかく全国ネットワークという横のつながりがあるので、もっともっと連携していくことが必要なのではないか、と感じています。

特集

被害者の切実な声から生まれた 『市町村における犯罪被害者等基本条例案』

～その狙いと期待～

犯罪被害に遭われた方やご家族にとって、身近な行政窓口である市役所や町村役場は果たして頼りになるだろうか？ 心身に深い傷を負ったり、日常生活が手につかなかったり、さまざまな手続きに戸惑ったりしている時、親身に声をかけ、必要な支援を行い、関係先にきちんと橋渡しをしてほしい—。そんな被害者の方々の切実な願いがかなうようにと、昨年7月『市町村における犯罪被害者等基本条例案』が発表された。全国の市区町村のうち15%程度にしかない犯罪被害者の支援条例を全国津々浦々に行き渡らせるのが目標だ。生みの親は、犯罪被害者と学者、行政関係者が結成した「被害者が創る条例研究会」。ことし6月には、条例案に加え逐条解説や条文の土台になった被害者の声などを掲載した冊子(第3版)＝写真＝も発行された。条例案と冊子作りに取り組んできた研究会の世話人の一人、犯罪被害者団体ネットワーク(愛称「ハートバンド」)運営委員で被害者遺族の鴻巣たか子さんと、専門家としてサポートしてきた犯罪学、被害者学の泰斗、諸澤英道常磐大大学院教授に、経緯や狙い、今後の取り組み、そして全国被害者支援ネットワーク、各被害者支援センターへの期待などをうかがった。



「被害者が創る条例研究会」の鴻巣たか子さん(右)と諸澤英道教授



条文20条、行間に被害者の願い

「市町村における犯罪被害者等基本条例案—被害者の声に基づく提言—第3版」の冊子は、全部で46ページ。このうち、自治体に作ってほしい条例(案)そのもの

は全20条の構成で、冊子ではわずか4ページに収まっている。その一方で冊子の大半を占めるのが、逐条解説と各条項の基になった被害者の声の数々だ。

例えば、条例(案)第2章「基本的支援」の第7条(相談、情報の提供等)をみると、自治体は被害者らが日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするため「必要な情報の提供を行い、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介し手を補助し、付添いおよび訪問を行う等必要な支援を講ずるとともに、支援に関する総合的な調整を行うものとする。」と規定している。被害者にとっては心強い文言だが、ただ、これだけでは具体的にどんな支援が受けられるのか、その内容や質までは見えてこない。

そこで逐条解説では「手続補助や付添いとしては、住民票、健康保険、年金、税金、生活保護、障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援等の庁内の部署や、病院、ハローワーク、警察署、裁判所等の庁外の機関における様々な手続きを補助し、必要に応じて付き添っていくことが考えられる」といった具合に、条文に即して具体的な支援の内容や方法にまで言及し、自治体の取り組みを促している。

さらに、そうした支援の必要性を裏打ちするため、ハートバンドが実施した被害者アンケートから「被害者の声」を列挙している。この第7条(相談、情報の提供等)については「職員はただ待っているのではなく、犯罪被害者支援センターと連携して、犯罪被害者等のとこ

ろに駆けつけて必要な支援を行ってほしい」「市役所などへの必要手続きについての説明と、その支援や付添い、代行をしてほしい」等々、被害者の声が紹介されている。つまり、条文は簡素でも、行間には被害者の切実な願いが込められていることが、この冊子でよく分かる。

市区町村によって支援に大きな差

条例(案)の条文に加え、逐条解説や被害者の声を網羅したこの冊子ができるまでの道のりをお二人に振り返ってもらおうと一。

鴻巣さんが所属するハートバンドは毎年11月に被害者や支援者、学者・研究者、行政マンらが集う「犯罪被害者週間全国大会」を開いており、その中で「地方自治体における被害者支援」をテーマに参加者が語り合っている。その場では、被害者から行政窓口について「苦しくてつらい時に何度も足を運んだのに、何もしてもらえなかった」「待たされた挙句、分かりませんと言われた」等々、不満の声が相次いだ。また、ハートバンドが独自に実施したアンケートでも、日常生活支援はもとより、経済的な支援、法律面での支援、心理・医療的な支援について「ほとんど受けなかった」「支援があることすら知らなかった」「情報が得られなかった」など、市区町村レベルでの被害者支援の不十分さが浮き彫りになった。相談に行って二次被害を感じたという被害者も極めて多かったという。

鴻巣さん自身、2002年に当時31歳のご長男の命を、覚せい剤の常習者で免許取り消し中の男が運転する無保険の大型乗用車によって奪われた。数々の辛く、苦しい経験の中で、ただ一つありがたかったことは、死亡届けに出向いた市役所で、居合わせた若い職員から「息子さんは国民年金の保険料を払っておられるので、一時金が出ます。手続は簡単ですから、今すぐにごとまで書類を作成しておきますね」と言われ、利用できたことだった。後年、多くの被害者と交流する中で「そんな仕組みがあるとは知らなかった」「教えてもらえなかった」という人が多く、自治体の職員の知識や対応の



鴻巣たか子さん

自治体の職員さんたちには、犯罪の被害者支援はどうしても特別なこととして受け止められがちですが、日常的に行っている高齢者支援や母子ケアなどと同じように、通常の福祉サービスの一環として、前向きに受け止めていただきたい。

仕方によって被害者の受ける支援に大きな差が生まれる実態を痛感していた。

被害者、学者、行政職員がスクラム

そこで「全国の市区町村どこでも、被害者が個人としての尊厳を尊重され、再び平穏な生活を取り戻せるまで支援が保障されるためには、各自自治体と同じような支援条例が不可欠」との思いから、「被害者が創る条例研究会」を結成し、条例案づくりに着手した。それが昨年1月だった。メンバーは鴻巣さんと全国犯罪被害者の会(あすの会)の渡邊保さんが世話人に就き、ハートバンドとあすの会から他に計4人、学者研究者として諸澤教授ら2人、それに行政関係者8人が協力し、計16人。半年間に11回と精力的に研究会を開き、案を煮詰めた末、昨年7月に完成させたのだ。

その検討過程で、研究会のメンバーは「被害者にとって一番望ましい条例に」との思いから、アンケートに表れた被害者の声を全部条例の中に書き込もうとした。しかし、議論の結果、条例案を手にした自治体職員の拒絶反応が大きいと、それだけで見向きもされなくなってしまふ懸念があるため、無理と思われる内容は避け、用語もなるべくソフトな言葉を選んだ。諸澤教授によると、条文は被害者が必要とするいわば最低条件で、各自自治体に共通して求められるレベルにしたのに対し、逐条解説では「プラスアルファでここまでやるのが望ましい、という内容に踏み込んだ」という。そして、その土台になっている被害者の声を合わせた冊子にすることによって、それぞれの自治体が最低条件を満たしたうえ、独自にできる支援、必要と考えた支援を加えていくための根拠や具体的な目標など、被害者支援で目指すべき方向を示したわけだ。

全国どこでも日常生活に厚い支援を

あらためて条例(案)の冊子に戻ると、第1章総則の6カ条では制定施行から10年を迎えた犯罪被害者等基本法に則った基本理念や自治体の責務などをうたう。第2章では被害者の日常生活に最も身近な存在である市区町村こそ求められる「基本的支援」を銘記している。先に見た「相談、情報の提供等」(第7条)をはじめ、「経済的負担の軽減」「保健医療サービス及び福祉サービス」「居住の安定」「雇用の安定」「日常生活支援」「刑事に関する手続への参加についての支援」「地方公共団体間の連携」まで、計8カ条。これらは、被害者の声の中でも最も不満や要望が多かった事項で、逐条

解説とあわせ、日常生活面での厚い支援を保障しようとしている。「日本での被害者支援は1990年代からこの20年ぐらい、大きなことからやってきたが、気がつくとも被害者にとって身近なことがいまだに出来ていない。これは地方自治体がちゃんとやってくれないとうまくいかない。だから条例できちんと定めることが必要というのが、私たちの認識」（諸澤教授）なのだ。

また、第3章では、自治体の行政組織に総合的な支援体制をつくることや、被害者支援に携わる人材を育成し、住民の理解を広げ、民間の団体に援助すること、さらに住民らの意見を反映させ透明性を確保することなど、自治体の支援体制の充実をうたっている。また、首長の意向で体制や政策が大きく転換し、担当職員の異動によって積み上げた実績や信頼関係までが損なわれるといった事態に陥らないよう、明確な支援体制の確立と継続発展を条例に託す。加えて「条例をつくったり、改正したりする際には、必ず委員に被害者をに入れていただくなど、被害者の視点を施策に取り入れる基本姿勢を盛り込んだ」（鴻巣さん）ことも、被害者が強く望んできたところだ。

市町村がここまでやれる事例集も

冊子には、ほかにも工夫がある。被害の事例とそれに対して市町村で実際に行われた支援の内容を、5つのケースを取り上げて示していること。事例の一つ、殺人事件で夫が殺害され、妻が小学生と幼児の子ども二人を抱えて途方に暮れているケースでは、市町村の窓口職員が国民健康保険や国民年金などの手続きに訪れた遺族（妻）に付添い、担当部署で事情を説明したり、庁内の子育て支援部署と連携したり、学童保育や送迎支援などの情報提供、小学校や教育委員会への連絡のほか、就労支援や経済的な支援などを行ったりしたことを明記している。他の事例には交通事故で子どもが重い障害を負ったケース、高齢者が振り込め詐欺に遭った事件、一人暮らし女性が性被害を受けたケースなどを取り上げ、それぞれ被害者等がどんなことに困ったのか、それに対して市町村がどんな対応をしたのか、具体例で示している。これら事例集は、被害者にとってはどんな支援が得られるかのヒントになるが、同時にこれまで支援があまりできていない市町村の職員にとっても「ああ、こういうことができるんだな、と分かっていただけ、支援の充実につながる」（鴻巣さん）と、効果が見込める。

さらに、巻末には被害者が利用できる制度や社会資源が、条例のどこに対応するかを一覧表にするなど、被害者、市町村の職員双方に支援の流れや位置づけが理解しやすいよう、工夫している。いかにも「被害者が創

諸澤英道教授
約10年前、欧州各国を視察したが、ドイツでは被害者からみると、やってもらえないことはなく、100%の支援を受けられる。日常的なソーシャルサービスが充実しており、被害者もそれでカバーされているのだが、そこから抜け落ちた部分には新たな支援の制度を作っているからだ。



る条例」ならではの冊子である。

最終目標の達成へ、連携が不可欠

とはいえ、この条例案と冊子第3版の完成で鴻巣さんたち研究会メンバーの役目が終わったわけではなく、むしろ、ここから新たな取り組みが始まると言って過言でない。犯罪被害者の支援条例が既に存在するのは全国1700余の市区町村のうち、262市区町村、約15%に過ぎない（平成26年版犯罪被害者白書）。また、すでに制定済みという自治体でも、内容が不十分であったり、被害者支援についてはわずか1行書かれているだけであったりするケースもある。それだけに、この条例案を全国の自治体にどのように広げ、制定させ、定着させていくか。全国どこで被害に遭っても、同じように質の高い支援を受けられるという最終ゴールに向かって、まずは条例案の普及に取り組むことが不可欠だ。「被害者が創る条例研究会」はその第一歩として、条例案冊子をテキストに、市町村職員らを招いてのワークショップやシンポジウムなどを全国10カ所程度で開催する計画を進めている。こうして自治体職員に周知を図り、条例のない自治体には制定へのきっかけを、制定済みの自治体でもこの冊子をヒントに見直し、一層充実した内容に改正を、との狙いである。

ただ、そうした場の開催を企画し、自治体に働き掛けたり、職員らの参加を要請したり、会場の準備をしたりするには、鴻巣さんたちの力だけではなかなか難しい。そこで「全国被害者支援ネットワークさんと全国の被害者支援センターさんには、ぜひ協力していただき、できれば一緒に取り組んでいきたい」と鴻巣さんたち研究会メンバーは期待している。被害者、支援者が相互に交流、協力しつつ、条例化を推し進める。そのためには国民の理解、世論の後押しが欠かせない。それだけに、全国被害者支援ネットワークと各支援センターの役割は、決して小さくなくさうだ。

寄稿

犯罪被害賠償法の制定に向けて



早稲田大学法学部教授
日本被害者学会理事長

● 高橋 則夫

少年Aの著書『絶歌』（2015年、太田出版）が出版され、賛否両論が展開されている状況にあるが、この議論の中で、いわゆる「サムの息子法」も注目されている。

「サムの息子法」とは、1977年に起きた「サムの息子」と名乗る犯人による連続殺人事件の後、この犯人についての著作等によって加害者側が多額の収入を得たのに対して、被害者は賠償を得られないことは不正義であるとして、ニューヨーク州が、加害者の得た収益を被害者への賠償に当てることを目的として制定した法律である。この法律は、1991年に合衆国最高裁判所によって、適用範囲が広すぎるとして違憲と判断されたが、その後、修正されて多くの州で立法化されている。ドイツにおいても、1998年に、「犯罪被害者の民事上の請求権を保全する法律（被害者請求保全法）」が施行され、これは、加害者が犯罪情報売って得た金銭債権に対して、被害者が法定質権を設定することを認め、被害者の民事上の損害回復を容易に実現させることを目的とするものである。

これらの法律の意義と問題点について、ここで論じることはできないが、犯罪被害者に対する経済的損害を回復する手段の一つとして検討に値する制度であるように思われる。

犯罪被害者に対する経済的支援は、犯給法の改正などによって徐々に拡充されてきているが、そこには一定の限界がある。また、個別的な損害回復制度、すなわち、刑事和解や損害賠償命令（犯罪被害者保護法）、被害回復給金制度（組織的犯罪処罰法）などが併存していることにも問題がある。諸外国には、様々な損害回復シ

テムが存在するが、問題は、それらの中でわが国に適合するシステムはどれかという点にある。その際、罪種（財産犯と生命・身体犯）との関係で異なったシステムを併存させることも必要であろうし、被害者のニーズの差異によって多様な損害回復システムが構想されるべきであろう。

刑事と民事の峻別志向が強く、また、起訴便宜主義が貫徹されているわが刑事司法の特色からすれば、（附帯）私訴や刑罰としての損害賠償命令などのようなシステムを直ちに導入することにはかなりの困難が伴う。したがって、たとえば、罰金刑を被害者補償に当てるスイスの制度、没収制度の活用を行うオーストリアの制度などのようなシステムが穏当であるように思われる。

いずれにせよ、国家的な損害回復システムと加害者による損害回復システムとを一体化させ、実体法上および手続法上の整備を行い、体系的な「犯罪被害賠償法」を制定することが基本的に望ましく、「サムの息子法」なども、この「犯罪被害賠償法」全体の中で位置づけられなければならないだろう。

高橋 則夫（たかはし のりお）

1951年 東京都に生まれる

1975年 早稲田大学法学部卒業

その後、同大学大学院法学研究科修士課程・博士課程修了

現在 早稲田大学法学部教授 法学博士（早稲田大学）

【主要著書】

刑法総論[第2版]（2013年、成文堂）、刑法各論[第2版]（2014年、成文堂）、修復的司法の探求（2003年、成文堂）、対話による犯罪解決（2007年、成文堂）、刑法における損害回復の思想（1997年、成文堂）ほか多数

センター紹介

認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター

犯罪被害者等支援条例と 支援センターの動き

事務局長 山本 強志

念願の『静岡県犯罪被害者等支援条例』が、今年4月1日に施行されました。

犯罪被害者支援に特化した県条例の制定は、全国6例目になります。

被害者の尊厳や権利を守る基本理念のもとに、県や県民、事業者、民間支援団体が果たすべき責務と役割を定めています。

この県条例が、市町の条例制定への動きに波及するとともに、被害者支援の輪が広く社会に浸透して地域ぐるみの被害者支援につながることを求められます。

これから条例の器に中身を入れ、具体的に機能させる段階になってきました。

第二次犯罪被害者等基本計画では、県や市町の行政機関に対して、各種被害者支援の取組みについて示してありますが、縦割行政の壁、相談対応の経験不足等から「担当の窓口が分からずたらい回しにされた」「窓口では被害状況を何回も聞かれた」「前例がないからと話を聞いてくれない」など、行政窓口の不手際事例も聞かれます。

行政機関には被害者支援に関する社会資源があり、民間支援団体にはこれまでの経験に基づくノウハウがあります。

そこで当支援センターでは、県条例が施行されたこの機会に、行政と民間がお互いの立場を活かしつつ、意思の疎通を良くして、官民が緊密に連携して支援活動を行うことの決意表明となる『連携協定』を結びませんか、という働きかけを始めています。



当センターでは、市町村会をはじめ、政令市、市町を訪問して、担当課（担当窓口）の責任者に対して、センター理事長から行政首長に対する協力体制構築の提案文書、連携協力に関する協定書（案）を示して、次のような行政のメリットを説明しています。

- 1 早期に官民協力の決意表明をすることで、行政の前向きな姿勢をアピールできる。
- 2 官民連携の取組みを社会に広報することで、地域ぐるみの支援活動の輪が広がる。
- 3 民間の目線で被害者支援活動をすることで、住民の行政機関への信頼が醸成される。
- 4 多数死傷事件事故等の対応が難しい事案で、民間団体が行政支援業務を補完できる。
- 5 官民が力を合せて対処するという安心感が、相談をしやすくし、住民の拠り所になる。
- 6 総合力を発揮した多角的な支援が、二次被害防止や被害者の被害克服に繋がる。
- 7 既に協定を締結した他県から、支援活動が大変円滑になったとの好評が聞かれる。

しかし、被害者支援に対する行政機関の認識は、まだまだ理解不足なところが多く、その取組みに温度差も感じられます。

当センターとしては、まず官民の「連携協定」、「市町支援条例」の制定を働きかけ、次に財政助成等を含めて行政・民間一体の支援活動の推進に努めていきます。

用語解説

私事性的画像記録の提供等による
被害の防止に関する法律

近年、カメラ付き携帯電話やスマートフォンが急速に普及し、個人が撮影した写真等を、インターネットを通じて容易に公開できるようになったことを背景に、元交際相手や元配偶者の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に流出させるいわゆるリベンジポルノによる被害が増加しています。

リベンジポルノの問題は、元交際相手を殺害した犯人が被害者の画像をインターネット上で公開した事件などを契機として、社会において広く認識され、被害の防止に向けた対策の必要性が議論されるようになりました。

このような社会状況を背景として、平成26年11月19日、第187回臨時国会において、いわゆる議員立法により、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（以下「本法」といいます。）が成立し、同月27日に公布、施行されました（一部の規定は同年12月17日又は同月27日施行。）。

「私事性的画像記録」とは、衣服を着けない姿態や性交に係る姿態など、本法で定められた人の性的な姿態が撮影された画像に係る電磁的記録その他の記録をいいます。ただし、撮影対象者において、第三者が閲覧することを認識した上で、任意に撮影を承諾し又は撮影をした画像に

係るものは除かれます。

本法においては、私事性的画像記録の提供等について、大きく分けて2種類の罰則が新設されました。

まず、私事性的画像記録や、それが記録された媒体等の有体物（私事性的画像記録物）を、第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、不特定多数の者に提供したり、公然と陳列したりした場合は、「公表罪」に当たり、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

また、相手方に公表罪に当たる行為をさせる目的で、私事性的画像記録を提供した場合は、相手方が公表行為に及ばなかったとしても、「公表目的提供罪」に当たり、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

このほか、本法では、インターネット上の私事性的画像記録に係る情報について、プロバイダ等が速やかに削除等の措置を講じることを促し、情報の拡散を防止するためのプロバイダ責任制限法の特則や、国及び地方公共団体による被害者支援体制の整備、教育・啓発活動の充実等についても規定されています。

本法の施行後、本法を適用して行為者が逮捕されたり、処罰されたりする事件も出てきています。本法が、リベンジポルノをはじめとする私事性的画像記録の提供等による被害の発生・拡大の防止につながることを期待されます。

法務省刑事局付 水越 壮夫

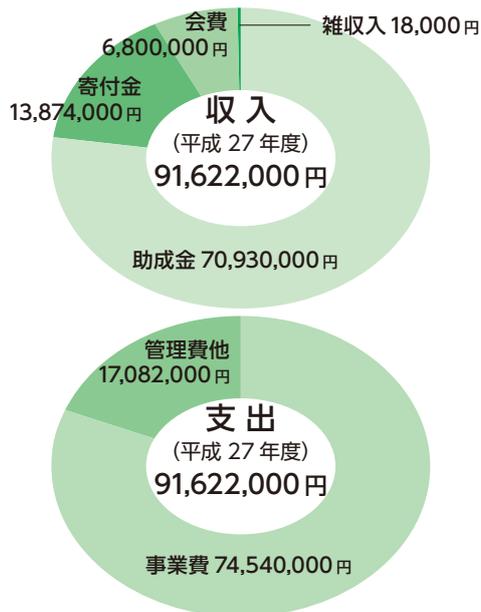


全国被害者支援ネットワーク 総会が開催されました。

平成27年5月20日、全国被害者支援ネットワーク平成27年度通常総会が開催されました。正会員26団体が出席し、平成26年度事業報告および決算、役員報酬規程が承認されました。



■ 平成 27 年度予算 ■

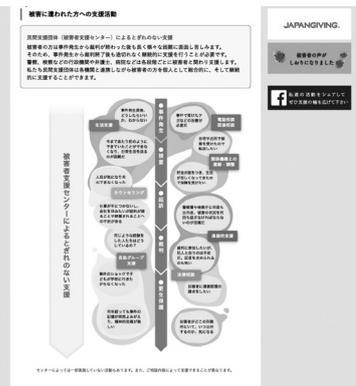


全国被害者支援ネットワーク ホームページがリニューアルオープンします。

全国被害者支援ネットワークのホームページが近日リニューアルオープンします。5年振りにリニューアルするホームページは、情報量が格段に増え、ひとつのサイトで被害者支援に関する多くの情報が得られるよう生まれ変わります。

犯罪被害に遭うと、どのような困難や悩みに見舞われるか、それに対して「被害者支援センター」ではどのような支援が可能か、また、被害者支援の歴史や他機関を含めた犯罪被害者を支援するしくみ等を詳しく説明しています。全国被害者支援ネットワークでの取り組みや、全国の「被害者支援センター」の情報も以前より詳しく掲載しています。

リニューアルしたホームページをぜひご覧ください。▷ <http://www.nnvs.org/>



お知らせ

平成27年10月2日(金)に「全国犯罪被害者支援フォーラム2015」を、平成27年10月3日(土)、4日(日)に「秋期全国研修会」を開催する予定です。8月初旬にご案内を開始しますので、皆様ぜひご参加ください。



編集後記

次回発行予定日
2015年12月

● 特集 ●

全国犯罪被害者
支援フォーラム2015

■今号は、特集で「被害者が創る条例研究会」の活動の中心を担っていらっしゃるお二人にインタビュー取材をさせていただきました。会では、現在、全国の市町村や被害者支援関連機関へ、この条例案が掲載された冊子を発送していらっしゃいます。また、7月初旬には、私たちの加盟団体のひとつ「広島被害者支援センター」との共催で、自治体の条例や相談窓口の現状をテーマとしたワークショップを開催されました。被害者の方々のお気持ちやニーズが詰まったこの条例案が、全国に広がり、自治体での被害者支援施策が推進されることを願っています。そのために、私たちができることを少しでもお手伝いできればと思っています。(S)